入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び日出町契約事務規則（平成 26 年日出町規則第 15 号）第 26 条の規定に基づき公告する。

令和8年 11 月 10 日

日出町長 安部 徹也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか日出町電子入札運用基準（物品・役務）による。

1 競争入札に付する事項

(1) 件　　名　令和8年度 日出町バイオトイレの購入
(2) 納 品 場 所　仕様書のとおり
(3) 納 入 期 限　令和9年3月16日（火）
(4) 概　　要　仕様書のとおり
(5) 最低制限価格　設けない

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

① 日出町物品等供給契約の競争入札参加資格等に関する要綱（平成 24 年日出町告示第 77 号）第2条により、大分類「物品の製造・販売」の小分類「一般・産業用機器類」の細分類「水処理機器」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
② 別紙仕様書に記載している規格を満たしていること。
③ 大分県内に本店又は支店（入札契約に関する権限の委任を受けている者）があること。
④ 本件について、事前に競争入札参加資格確認申請を行い入札参加の承認を受けた者であること。
⑤ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく日出町の入札参加制限を受けていない者であること。
⑥ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
（ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ） 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（ウ） 暴力団員が役員となっている事業者
（エ） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
（オ） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
（カ） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
（キ） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
（ク） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑦ 開札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

⑧ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。

⑨ 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。

3 入札手続等

(1) 契約担当課

郵便番号　879−1592
住　　所　大分県速見郡日出町 2974 番地1
名　　称　日出町財政課契約検査係
電話番号　0977−73−3117

(2)仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

① 閲覧期間

令和8年 11 月 10 日（火）から令和8年 12 月 1 日（火）まで

② 閲覧場所及び方法

電子入札システム（入札情報サービス）のホームページ（https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=3111）の日出町案件情報と町公式ホームページとする。

(3) 仕様書等に関する質問および回答

仕様書等の内容について質問がある場合は、以下のとおり電子メールにて提出すること。受け付けた質問に対する回答は、町ホームページにおいて随時公表する。

①　提出期間

令和８年11月 10 日（火）から令和８年11月16 日（月） 午後５時まで（必着）

②　回答公表期限

令和８年11月 19 日（木） 午後５時まで

※提出された質問に対し、上記期限までに随時回答を掲載する。

③ 提出方法

質問書を添付のうえ、電子メールにて日出町財政課 契約検査係宛てに提出すること。

* 送付先アドレス： keiyaku@town.hiji.lg.jp

* メール件名： 令和8年度 日出町バイオトイレの購入に係る質問書（会社名）

* 添付ファイル名： 令和8年度 日出町バイオトイレの購入に係る質問書（会社名）.pdf

※電子メールの受信容量には制限（10MB）があるため留意すること。

※メール送信後、必ず電話（0977-73-3117）にて受信確認を行うこと。

(4) 競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出

本件は、「2 入札参加資格」のすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。参加を希望する者は、以下のとおり競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出すること。

①　提出期間

令和８年11月 10 日（火）から令和８年11月 24 日（火） 午後５時まで

②　提出方法（原則）

原則として、電子入札システムにより提出すること。

添付するファイルの作成アプリケーション及びファイル形式は以下のとおりとする（※保存時に機能が損なわれるような特殊な書式等は使用しないこと）。

* Microsoft Word： Word 文書形式（.docx または .doc）

* Microsoft Excel： Excel ブック形式（.xlsx または .xls）

*その他： PDF 形式（.pdf）、テキスト形式（.txt）

③　提出書類

・競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

・確認資料（仕様確認書）

・紙入札（見積）参加届出書（※紙入札を希望する者のみ）

④　紙入札による入札参加を希望する場合

電子入札システムを利用できず紙入札を希望する者は、上記①の提出期間内に、③の提出書類を PDF 形式に変換のうえ、電子メールにて日出町財政課契約検査係宛てに提出すること。

* 送付先アドレス： keiyaku@town.hiji.lg.jp

* メール件名： 令和8年度 日出町バイオトイレの購入に係る競争入札参加資格確認申請（会社名）

* 添付ファイル名：令和8年度 日出町バイオトイレの購入に係る資格確認申請書（会社

名）.pdf

※電子メールの受信容量には制限（10MB）があるため留意すること。

※メール送信後、必ず電話（0977-73-3117）にて受信確認を行うこと。

⑤　申請書等の審査結果通知

審査結果については、以下の期限までに電子入札システムにより通知する。なお、紙入札による参加者に対しては、個別に電子メールにて通知する。

＊ 通知期限：令和８年11月27日（金） 午後５時まで

（5） 入札書及び入札金額内訳書の提出期間及び方法

① 提出期間

令和8年 11 月 30 日（月） 午前9時から令和8年12月 1 日（火）　午後５時まで

② 入札方法

原則として電子入札システムによる。

紙による入札参加を希望する者は封書にし、上記①の日時までに日出町財政課 契約検査係へ提出すること。

③ 入札回数

初度のみ1回とする。

④ 落札者の決定方法

有効な入札で、日出町契約事務規則第 28 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

⑤ その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金

日出町契約事務規則第 27 条第3項第2号により、これを免除とする。

5 開札

(1) 開札日時　令和8年12月 2 日（水）　午前９時00分

(2) 開札場所 大分県速見郡日出町 2974 番地１　日出町役場旧館２階 入札室

6 落札者の決定及び通知

開札後、速やかに落札者を決定し、その結果を落札者に通知する。

7 入札結果の公表

本件の入札結果は、入札情報サービスシステム(PPI)に登録し、インターネットを介して公表するものとする。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、町長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 提出場所 大分県速見郡日出町 2974 番地 1 日出町財政課 契約検査係

ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参又は郵送（期限日必着）によるものとする。

(2) (1)への回答は、(1)アに規定する期間の最終日の翌日から起算して8日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 入札者としての資格のない者のした入札

(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札

(5) 入札金額、住所、氏名その他入札要件を認定しがたい入札

(6) 公告に示した入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

(7) 提出期限までに入札金額内訳書を提出しなかった者のした入札

(8) 入札金額内訳書と入札書の金額が一致しない入札

(9) 入札金額内訳書の内訳が記載されていない又は記載内容に誤り、漏れがある入札

(10) 入札金額内訳書の説明を求めた場合に正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

(11) 予定価格を超える金額の入札

(12) 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札

(13) 電子入札にあっては、町長が指定する認証方法を用いない者のした入札

(14) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札

(15) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約保証金

(1) 落札者は、物品購入契約書を締結するに当たり、日出町契約事務規則第6条に定めるところにより契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が、次に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除するものとする。

①過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

②契約者が、保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

③物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

11 その他

(1) この公告に定めのない事項については、日出町物品等供給契約に係る一般競争入札実施要綱（平成 30 年日出町告示第 10 号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、日出町契約事務規則の定めるところによる。

(2) 競争入札参加資格を有する入札参加者が1者であっても開札を行い、落札者を決定する。ただし、事業の推進に著しく支障を来たした場合は、開札の中止、又は延期することがある。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、日出町物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成25年日出町告示第19号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合

イ 日出町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成25年日出町告示第11号）に基づく排除措置を受けた場合

ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合

(5) 契約担当者は落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合において、契約担当者は、落札決定の取消し又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(6) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(4)又は(5)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

(7) 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

(8) 開札から契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の5を違約金として徴収する。

(9) 提出された書類は返却しない。

(10) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。

(11) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(12) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

12 照会先

日出町財政課 契約検査係（日出町役場新館２階） 電話:0977-73-3117